

# 第13次 立川署 労働災害防止計画

## 2年度目（2019）Report

### I 第13次労働災害防止計画の目標

厚生労働省では、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（令和4年）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を死傷年千人率で5%以上の減少を図ること等を目標とした、「第13次労働災害防止計画（以下、「13次防」という）」を策定し、これを踏まえた「東京労働局労働災害防止計画～Safe Work「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～」の策定（死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上、第三次産業の死傷年千人率で5%以上の減少）を受け、立川労働基準監督署は平成30年4月に第13次の「立川署 労働災害防止推進計画」を策定した。

当署においては、以下の目標及び対策を掲げ、5か年の取組を行う。



- 1) 死亡災害を2件以下にする（2022年まで15%以上減少させる）
- 2) 休業4日以上の労働災害の減少  
2022年（令和4年）の死傷者数を686（2019年は709）人以下とする（2017年と比べ2022年までに5%以上減少）
- 3) 重点業種（製造・建設・陸運・三次）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

#### 【小目標】

- ① 労働災害を各々、製造業64人以下、建設業76人以下、陸上貨物運送事業を114人以下に減少させる（5%減少）  
また、建設業及び熱中症による死亡災害を発生させない。
- ② 第三次産業の労働災害を減少させる（396人以下（2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる））  
※重点業種をそれぞれ、小売業95人、社会福祉施設67人、飲食店35人、ビルメンテナンス業23人以下とする
- ③ 腰痛災害の減少を図る（社会福祉67人、陸上貨物5人以下（5%減少））
- ④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合の向上を図る（60%以上）

### II 13次防計画期間中における全産業の労働災害の推移

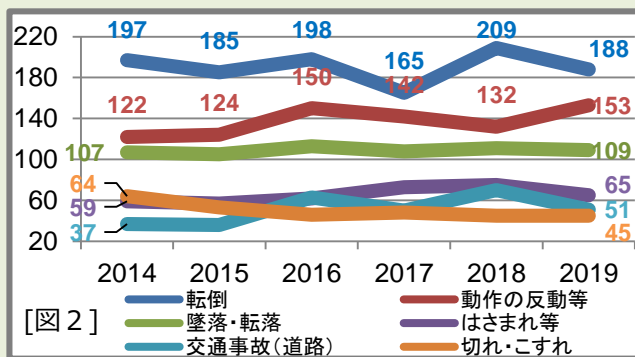
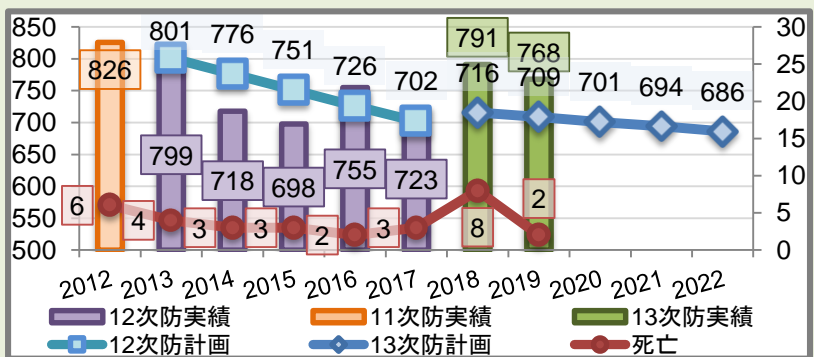
#### （1）立川署13次防期間中における「死亡災害」及び「休業4日以上労働災害」の労働災害発生状況

13次防2年度目の死傷者数は、768人と、2年度目標である709人を上回った（+8.3%）ものの、前年の同じ時期と比べると、▲2.9%（▲23人）の減少となった。また、死亡災害も大幅な減少（▲75%）となった。

重点業種別では、製造業が大きく減少、建設業は土木工事が大きく増加したことにより増加、陸上貨物運送事業は減少傾向、第三次産業全体は微減、そのうちの重点業種は社会福祉施設が大きく増加、小売業は減少し、H31（R1）年度の目標も達成した。

製造業86人（▲12人（▲12.2%））、建設業77人（+12人（+18.5%））、陸上貨物運送事業97人（▲15人（▲13.4%））、第三次産業（小売業88人（▲34人（▲27.9%））、社会福祉施設109人（+34人（+45.3%））、飲食店50人（±0人（±0%））等となっている。

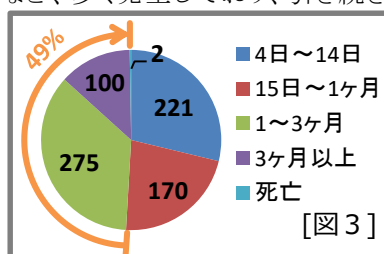
【図1】12次防計画の結果及び13次防計画実績（休業4日以上）の推移 【図2】13次防期間中の事故の型別死傷災害発生状況



事故の型別では「転倒」災害が最も多く188人全体の24.5%（▲21人▲10.0%）で、全体の2割を超える状況であるが、前年同期に比べ1割の減少と、大きな減少となった。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」災害（153人19.9%（+21人+15.9%））、「墜落・転落」災害（109人14.2%（▲2人▲1.8%））、機械災害での発生が多い「はさまれ巻き込まれ」災害（65人8.5%（▲10人▲13.3%））、「交通事故（道路）」災害（51人6.6%（▲19人▲27.1%））等となっている。災害の程度別では、休業1月以上の災害が全体の約半数（377人49%）を占めており重篤な災害の割合が高い状況である。

「転倒」「動作の反動等」の労働者の行動に起因する災害の発生が、全体の4割を超えるなど、多く発生しており、引き続き「STOP!転倒災害プロジェクト」、「あんぜんプロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化事例の周知を図るなど、当該災害を含めた労働災害防止への取組を行うことが必要である。

はさまれ・巻き込まれ災害、食品加工用機械による切れ・こすれ災害等の多い製造業において、指の切断、四肢の骨折等重篤な機械による労働災害が多く発生していること、経年設備の劣化等による部品等の落下事故が発生していること等、機械にかかる労働災害が頻発していることから、定期的な点検・補修等を実施し、リスクアセスメントによる予見危険性を適切に把握し、計画的な設備の改善等の管理が



【図3】

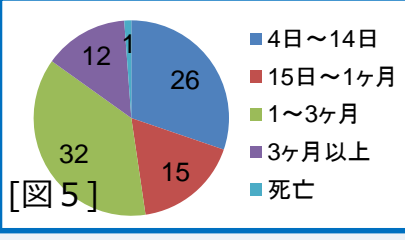
## (2) 業種別の労働災害発生状況及び推移

[表1] 13次防期間中の業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による。）

	H29	H30	H31	R02	R03	R04	13次防 合計	前年	前年との比較		H29との比較		H31目標との比較		割合
	確定値	確定値	確定値					確定	増減値	増減率	増減値	増減率	目標値	増減率	
製造業	67	98	86	-	-	-	184	98	-12	-12.2%	+19	28.4%	66	31.0%	11.2%
食料品	31	52	47	-	-	-	99	52	-5	-9.6%	+16	51.6%	-	-	6.1%
金属製品	3	7	4	-	-	-	11	7	-3	-42.9%	+1	33.3%	-	-	0.5%
建設業	80	65	77	-	-	-	142	65	+12	18.5%	-3	-3.8%	78	-1.8%	10.0%
建築工事	45	43	50	-	-	-	93	43	+7	16.3%	+5	11.1%	-	-	6.5%
土木工事	18	7	19	-	-	-	26	7	+12	171.4%	+1	5.6%	-	-	2.5%
その他の建設	17	15	8	-	-	-	23	15	-7	-46.7%	-9	-52.9%	-	-	1.0%
運輸交通業	144	135	115	-	-	-	250	135	-20	-14.8%	-29	-20.1%	-	-	15.0%
道路貨物	110	106	88	-	-	-	209	112	-15	-13.4%	-23	-19.2%	118	-17.5%	12.6%
陸上貨物	10	6	9	-	-	-									
貨物取扱業	10	6	9	-	-	-	15	6	+3	50.0%	-1	-10.0%	-	-	1.2%
第三次産業	416	478	477	-	-	-	955	478	-1	-0.2%	+61	14.7%	408	17.0%	62.1%
重点対象業種															
小売業	100	122	88	-	-	-	210	122	-34	-27.9%	-12	-12.0%	97	-9.3%	11.5%
社会福祉	69	75	109	-	-	-	184	75	+34	45.3%	+40	58.0%	68	60.3%	14.2%
飲食店	37	50	50	-	-	-	100	50	-	-	+13	35.1%	36	38.9%	6.5%
ビルメンテナンス	24	30	33	-	-	-	63	30	+3	10.0%	+9	37.5%	24	40.3%	4.3%
その他三次産業(金融・警備)	30	34	37	-	-	-	71	34	+3	8.8%	+7	23.3%	-	-	4.8%
上記以外	6	9	4	-	-	-	13	9	-5	-55.6%	-2	-33.3%	-	-	0.5%
全産業	723	791	768	-	-	-	1,559	791	-23	-2.9%	+45	6.2%	709	8.3%	100.0%

### 製造業

の13次防2年度目の全業種に占める労働災害発生件数の割合は11.2%(86人)である。(※図13)令和元年は前年(初年度)に比べ大きく減少したものの業種目標値は達成できなかった。(※表1)



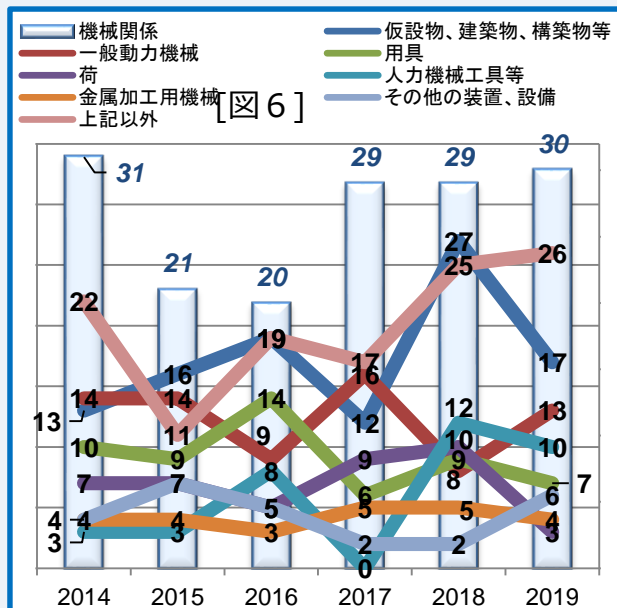
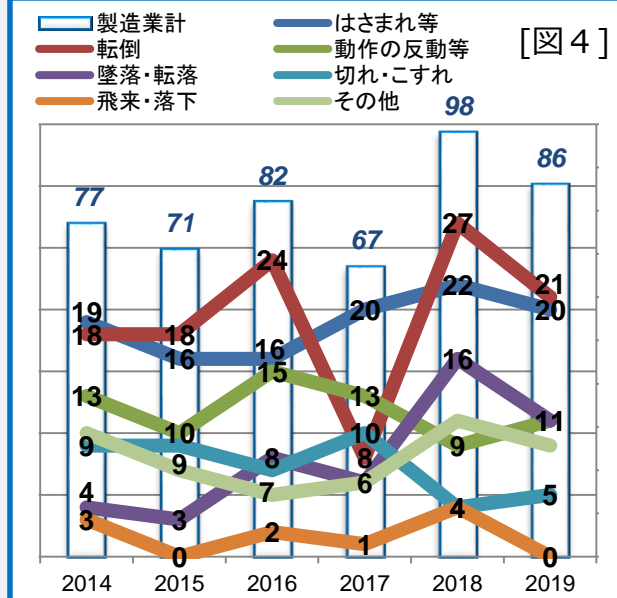
事故の型別労働災害発生状況では、機械・設備にかかる災害において多く発生している「はさまれ・巻き込まれ」災害、及び「転倒」災害が最も多く、それぞれ21人(24.4%)である。(※図4)

機械設備にかかる災害では、ひとたび災害が発生すると重篤化しやすく、機械によるはさまれ災害などの割合が高い製造業では、死亡災害+休業1月以上の災害の割合が52.3%と半数を超える(※図5)。

また、令和元年中には稼働中のコンベアに巻き込まれ死亡するといった「巻き込まれ災害」、稼働中のプレス機械に挟まれ指を骨折した「はさまれ災害」が発生するなど、作動中の機械を止めずに作業を行い重篤な機械災害が発生していることなどから、機械を止めるといった基本動作の徹底と「機械の包括的な安全管理にかかる指針」、「機能安全による機械等に係る安全確保に係る技術上の指針」及び日本産業規格(JIS)などを参考に、はさまれ・巻き込まれ災害が発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ることが肝要である。

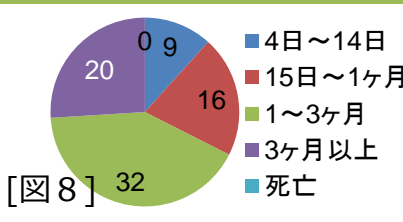
「はさまれ等」災害と同じく最も多く発生している「転倒」災害については、前年と比べ大きく減少(▲22.2%)した(※図4)ものの、「床が濡れていた」などの管理的な要因による災害や「作業靴の底がすり減っていた」など適切な服装などの管理が不十分であることなど作業管理や作業環境管理の徹底による転倒災害防止対策も重要である。

起因物別では、就業する建物の階段や、作業場所などの「仮設物、建築物、構築物等」における災害が最も多く、17人(19.8%)であるが、次いで多く発生している「一般動力機械(食品機械6人、印刷機1人など)」の13人(15.1%)、「動力運搬機(トラック2、コンベヤ5人など)」の7人(8.1%)、金属加工用機械4人(4.7%)等と、その他の機械や設備を合わせると、動力機械関係が30人、(34.9%)となり、機械設備にかかる災害が最も多くなり3割を超え、死亡災害も発生している。(※図6)



# 建設業

の13次防2年度目の全業種に占める労働災害発生件数の割合は10.0% (77人)である。(※図13) 令和元年は前年同期(初年度)に比べ増加(※表1)したものの業種目標値は達成した。(※表1)



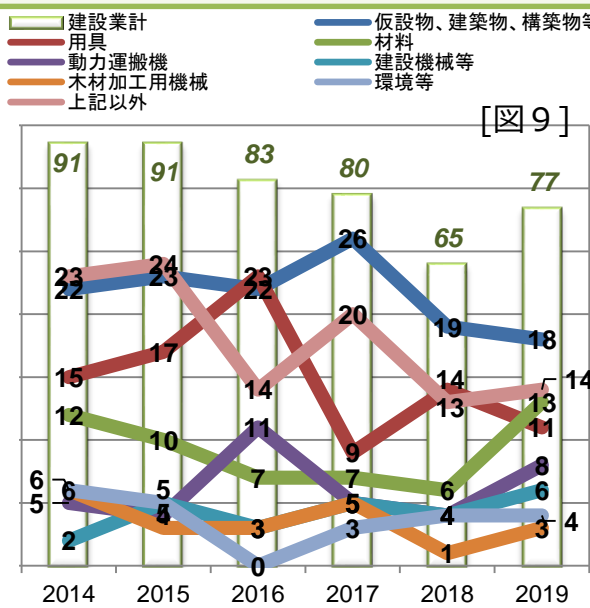
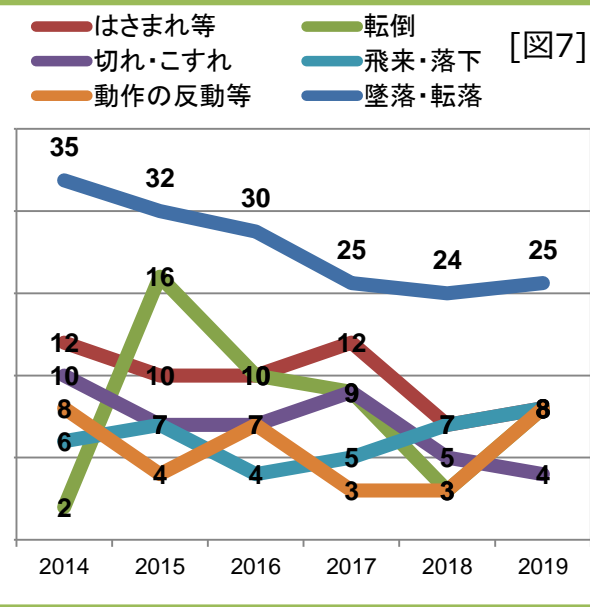
事故の型別労働災害発生状況では、「墜落転落」災害が、最も多く25人(32.5%(前年同期比+1人))と増加となった。次いで「転倒」、「はさまれ巻き込まれ」「飛来落下」「動作の反動等」災害が各々8人(10.4%)等となっている。(※図7)

起因物別でみると、仮設物・建築物・構築物において発生した災害が最も多く18人(23.4%)、次いで材料が13人(16.9%)、用具が11人(14.3%)等であった(※図9)。足場、脚立、階段、トラックの荷台等からの墜落・転落災害や転倒災害、高所作業車や重機によるはさまれや材料等の荷物を持ち上げた際の腰痛災害に起因するものであった。

工事種別ごとの発生状況では、建築工事業が50人(建設業の64.9%)、土木工事19人(同24.7%)、その他8人(同10.4%)である。(※表2)前年同期に比べ土木工事の災害が増加した。

災害の程度別にみると、休業1か月以上の災害で建設業全体の67.5%を占めるなど、重篤な災害が多く発生している。(※図8)

災害の傾向から墜落制止器具の使用、同器具の取り付け設備の確実な設置、トラック荷台上での墜落災害防止対策(現場内での荷卸し等用設備の検討)、車両系機械等の輻輳作業箇所での災害防止対策(車両系機械作業箇所への立入禁止、誘導員の配置、逸走防止措置等)の徹底が重要である。



# 陸上貨物運送事業

の13次防2年度目の全業種に占める、労働災害発生件数の割合は、12.6%(97人)である。(※図13) 令和元年は昨年同期と比べ、▲15人(▲13.4%)減少し、業種目標値も達成した。(※表1)

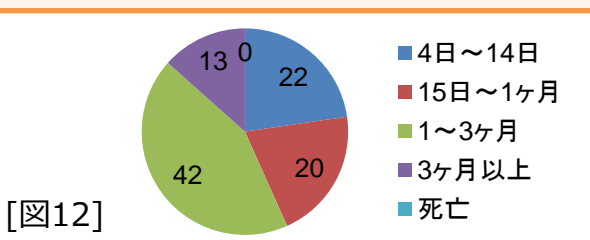
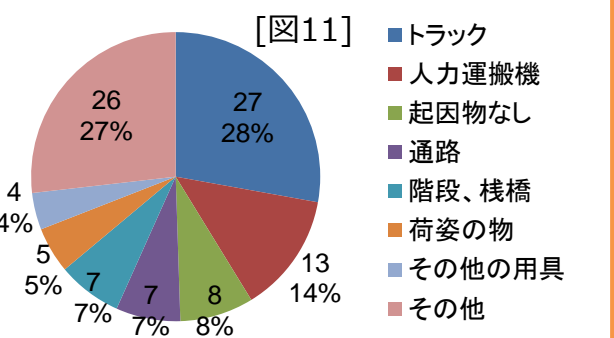
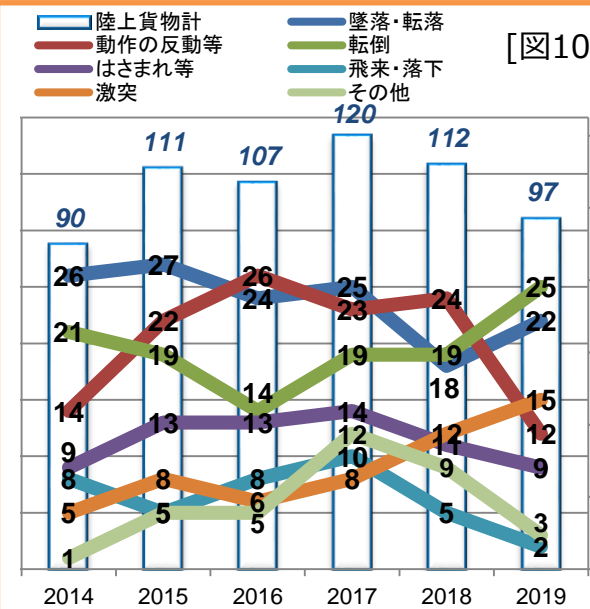
事故の型別に見ると、段差、通路での「転倒」災害25人(25.8%)が最も多く、次いで、トラックの荷台や建物の階段などからの「墜落・転落」災害、22人(22.7%)、人が何かにつかる「激突」災害、15人(15.5%)、荷の取扱い中の腰痛等に代表される「動作の反動・無理な動作」災害が11人(23.9%)、等である。(※図10)

起因物別でみると、トラックが原因で発生した災害が最も多く、27人28%、次いで、台車等の「人力運搬機」が13人14%、原因が「人」のみにある「起因物なし」によるものが8人8%、通路・階段7人7%、取扱い中の「荷物」によるものが5人5%等となっている。

上記災害は配送先や荷主の建物の通路などで、荷の取扱中、階段やトラックの荷台などから墜落・転落、転倒したことなどが要因であるものが多いことから「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく「荷役作業を行う労働者の遵守事項」の整備、「荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策」の策定、「荷役作業の安全衛生教育」の実施、「陸運事業者と荷主等との連絡調整」の実施が肝要である。

また、陸運事業者のみならず、荷主等が所有する建築物や設備の整備等、必要な労働災害防止措置の推進が必要である。

災害の程度別にみると、死亡災害+休業1月以上の重篤な災害の発生割合が高く、当該割合は56.7%となっている。(図12)



# 第三次産業

の13次防2年度目の全産業に占める労働災害発生件数の割合は、**62.1% (477人)**

である。(※図13) 令和元年は昨年同期と比べ▲1人(▲0.2%)減少したが、業種目標408(+17.0%)を上回った。(※表1)また、警備業において、**車両誘導中に轢かれ死亡した重篤な災害も発生した。**

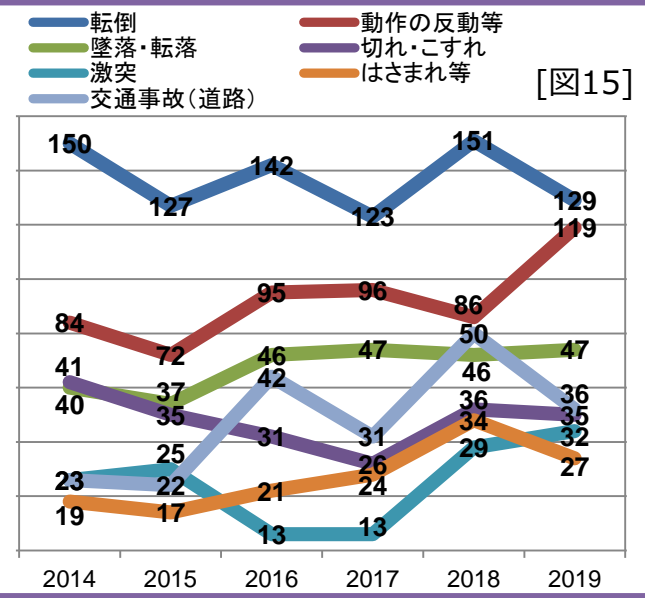
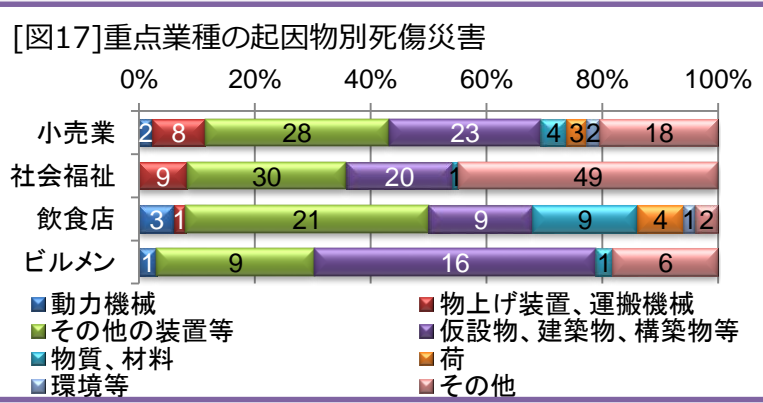
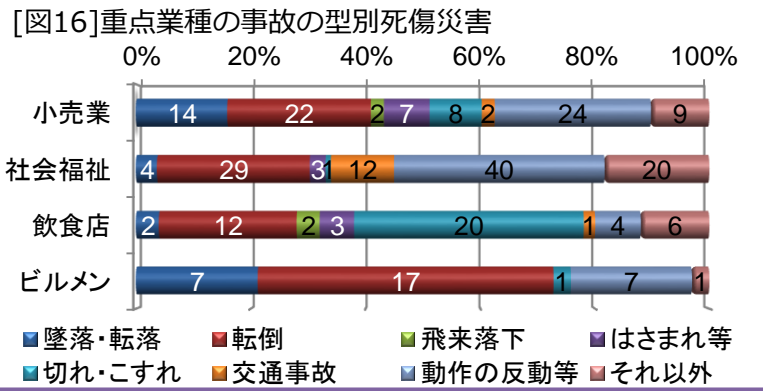
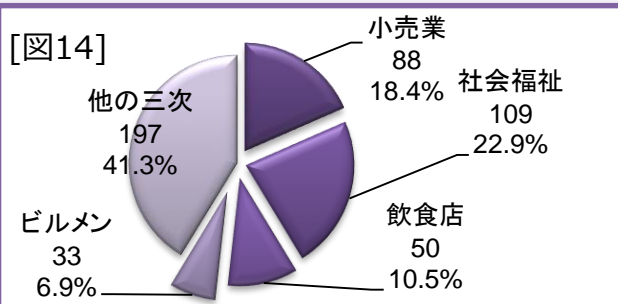
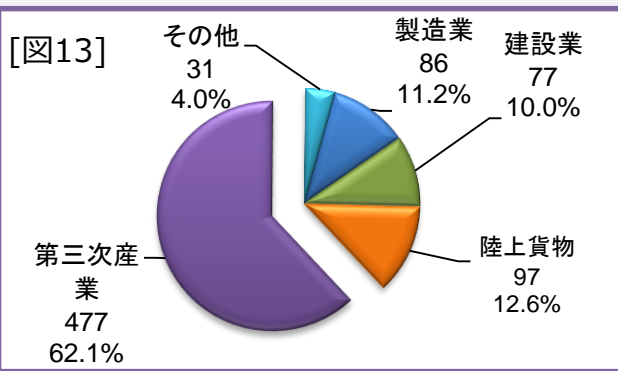
第三次産業の小売、社会福祉、飲食、ビルメンの業種(以下、「局重点業種」)では、三次産業の災害発生件数全体の6割弱(280人、58.7%)(※図14)を占め、全産業中でも3分の1(36.5%)を超える。

第三次産業の内、局重点業種の事故の型別では、どの業種でも「転倒」災害の発生割合が高く、4業種とも高い発生率(28.6%、80人)となっており、転倒災害防止対策が喫緊の課題である。(※図16)「安全推進運動」を積極的に展開し、危険の見える化や、労働災害防止にかかる安全意識の向上等、事業者及び労働者の意識改革等のため安全衛生方針の表明等の対策が引き続き肝要である。

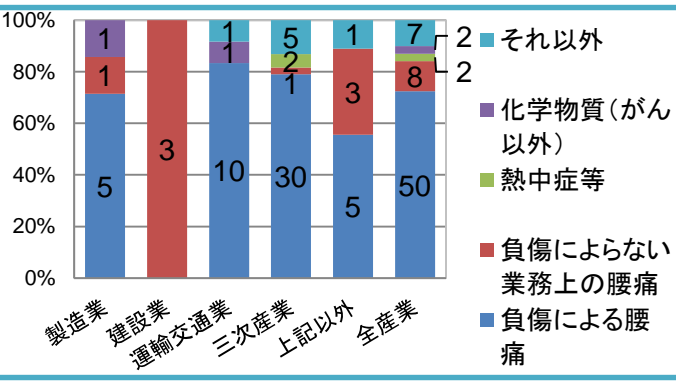
また、「動作の反動・無理な動作」災害の発生も多く4業種中に占める割合は26.8%(75人)、そのうち**社会福祉施設では36.7%(40人)**を占めることから、「職場における腰痛予防対策指針」等による労働者への教育や作業方法等の作業管理の改善の取組が必要である。

局重点業種の起因物別でみると、建物の床、階段等の「仮設物、建築物、構築物」が68人(24.3%)、脚立、はしご等、台車、自転車、工具用具等の「その他の装置等」災害が88人(31.4%)と多く発生しており、この二つで5割以上(55.8%)である。

(※図17) 建物内での転倒災害、荷の取扱いや介助中の腰痛災害等が多く発生していることから、「STOP! 転倒災害プロジェクト」「職場における腰痛予防対策指針」等による取組が必要である。

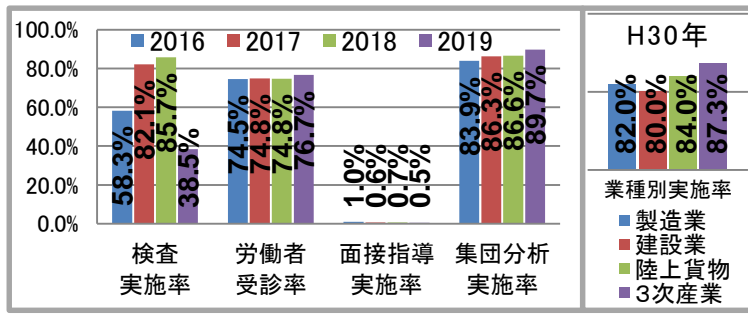


### (3) 職業性疾病発生状況 [表2] (令和2年3月末)



令和2年3月末現在、最も多く発生している職業性疾病のほとんどが腰痛で58人(84.1%)である。その他、化学物質による中毒災害、熱中症等が発生している(※表2)

### (4) ストレスチェック実施状況 [図18]



平成28年より義務化されたストレスチェックについては、年々事業場の実施率が向上(2019年度は速報値のため低調)しているものの、いまだ8割強にとどまっている状況である。業種別にみると、第三次産業での実施率が高く、9割弱の事業場で実施され、建設業での実施率が最も低い。(※図18)



トップが打ち出す方針 みんなで共有  
生み出す安全・安心